

東高島駅北地区地区計画区域内における

建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく認定基準の制定に関する意見公募について

横浜市では、東高島駅北地区地区計画区域内における建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく認定基準を定めることといたします。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和4年10月24日（月）から令和4年11月22日（火）まで

2 ご意見提出方法

以下のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 あて

(2) 郵送または持参の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 あて

(持参の場合は、平日8:45～17:15 ※昼休み12:00～13:00は除く。)

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-550-3568

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 あて

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

4 お問い合わせ先

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当

電話 045-671-2933

※電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。